

議案第48号

平成24年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算

平成24年度川崎市の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,496,737千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成25年2月14日提出

川崎市長 阿部孝夫

第 1 表 歳 入 歳 出

予 算 補 正

歳 入

款	項
2 国 庫 支 出 金	
	1 国 庫 補 助 金
5 繰 入 金	
	1 基 金 繰 入 金
歳 入 合 計	

補 正 前 の 額	補 正 額	計
204,987 <sup>千円</sup>	11,000 <sup>千円</sup>	215,987 <sup>千円</sup>
204,987	11,000	215,987
200,000	22,000	222,000
200,000	22,000	222,000
2,463,737	33,000	2,496,737

歳 出

款	項
1 港 湾 整 備 事 業 費	
	2 整 備 費
歳 出 合 計	

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1,484,697 <sup>千円</sup>	33,000 <sup>千円</sup>	1,517,697 <sup>千円</sup>
1,113,221	33,000	1,146,221
2,463,737	33,000	2,496,737

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 港湾整備事業費	2 整備費	東扇島施設事業	千円 33,000